

第7回渋川地区市町村合併協議会会議録

日 時 平成17年2月28日(月)
午後2時00分～3時45分
場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員43名・参与3名）

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
会長		木暮 治一	渋川市長	出
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長	欠
		村尾 隆史	伊香保町長職務代理者伊香保町助役	出
		小野 利治	小野上村長	出
		阿久津 貞司	子持村長	出
		永井 良一	赤城村長	出
		木村 榮一	北橋村長	出
委員	2号委員 (助役)	桑島 保男	渋川市助役	出
		野村 哲男	小野上村助役	出
		信澤 明	子持村助役	出
		都丸 芳雄	赤城村助役	出
		塩谷 勝巳	北橋村助役	出
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長	出
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員	出
		新井 晟久	渋川市議会選出議員	出
		小池 春雄	伊香保町議会議長	出
		中澤 広行	伊香保町議会選出議員	出
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員	出
		角田 皇	小野上村議会議長	出
		平方 嗣世	小野上村議会選出議員	出
		佐藤 兵造	小野上村議会選出議員	出
		埴田 彦一郎	子持村議会議長	出
		飯塚 貴美夫	子持村議会選出議員	出
		石倉 一夫	子持村議会選出議員	出
		角田 一民	赤城村議会議長	出
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員	出
狩野 富雄		赤城村議会選出議員	出	
狩野 義雄	北橋村議会議長	出		
南雲 鋭一	北橋村議会選出議員	出		
楯 信一	北橋村議会選出議員	出		

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
委員	4号委員 (学識経験者)	今成久男	渋川市自治会連合会会長	欠
		町田久	渋川商工会議所会頭	出
		飯野照男	渋川市農業委員会会長	出
		高橋太郎	伊香保町商工会会長	出
		大澤歳男	伊香保町社会福祉協議会会長	出
		木暮敞治	小野上村商工会会長	出
		村上嶋男	小野上村農業委員会会長	出
		小野こと	小野上村レディースクラブ会長	出
		飯塚重雄	子持村自治会長連絡協議会会長	出
		石関吉幸	子持村商工会会長	欠
		小澤一二	子持村農業委員会会長	出
		木暮政光	赤城村商工会会長	出
		兵藤吉弘	赤城村農業委員会会長	欠
		池田洋一	赤城村区長会会長	欠
		井野信一郎	北橘村区長会会長	出
		中村亮典	北橘村商工会会長	出
		小泉隆雄	北橘村農業委員会会長	出
		委員	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	桜井芳樹
戸所隆	高崎経済大学地域政策学部教授			出
小野宇三郎	群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長			出
参与		角田登	群馬県議会議員	欠
		大林喬任	群馬県議会議員	欠
		真下誠治	群馬県議会議員	欠
		登坂建一	渋川行政事務所長	出
		亀井勝男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長	出
		三田善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長	出
監査 委員		阿久澤明	子持村監査委員	-
		田子玲子	赤城村監査委員	-

市町村合併担当課長等

市町村名	氏名	備考	出欠
渋川市	都丸博樹	企画課長	出
伊香保町	石坂實	合併対策課長	出
小野上村	平方敏治	企画観光課長	出
子持村	後藤光好	企画課長	出
赤城村	樺澤常雄	企画課長	出
北橋村	町田進	企画財政課長	出

事務局職員

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	吉原康之	出	第一調整G	萩原一夫	出
事務局次長	五十嵐研介	出		狩野雅弘	出
総務G	福島泰利	出		飯塚玄浩	欠
	寺島剛	出		土屋輝夫	欠
	入内島光一	出	第二調整G	高橋喜太郎	出
計画G	藤岡孝広	出		狩野輝夫	出
	笹原浩	欠		灰田幸治	欠
	金井裕昭	欠		矢島啓邦	欠
	須田茂之	欠	推進G	立見俊幸	出
		田中和彦		欠	
		加藤修		欠	
		木村毅		欠	

傍聴人

区分	人数	備考
報道関係者	社名	
一般	4名	
合計	4名	

2 会議に付した案件

報告事項

報告第13号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

報告第14号 新市議会運営等調整会議の設置について

報告第15号 協議項目13「組織及び機構に関すること」について

協議事項

議案第19号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度事業計画

議案第20号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出予算

その他

(1)次回会議日程について

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事務局次長（五十嵐研介君） 皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 7 回 渋川地区市町村合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） どうも皆さん、こんにちは。

委員の皆さん方には、大変お忙しい中を第 7 回の合併法定協議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。本日は、第 7 回の協議会ということで、昨年の暮れに開催以来 2 カ月ぶりの協議会であります。この間におきまして、伊香保町の関口町長さんにおかれましては、突然の病に冒されまして、現在療養中ということではありますが、一日も早いご回復を皆さんとともに祈りたいと思っております。また、さきに行われました赤城村の村長選挙におきましては、永井村長さんにおかれましては、任期満了に伴う改選に当たりましての無投票当選という輝かしい成果をもって、引き続き村政を担うことが住民の皆様にご信任されました。改めてお祝いを申し上げたいと思います。

なお、先日 2 月 25 日に群馬県知事へ合併申請書を提出させていただきましたことを、まずご報告を申し上げたいと思います。

さて、本日の協議会におきましては、新市の行政運営や住民の日常生活に影響いたします新市の組織、機構に関する協議を予定しております。新市の組織等につきましましては、今までの協議会で新市の事務所を渋川市役所とし、他の 5 町村役場庁舎を支所とするこの決定をいただいております。この本庁や支所での取り扱い業務につきましまして、大枠ではありますが、ご説明を申し上げ、さらに詳細な事務事業等の取り扱いについては、引き続き分科会や専門部会等で調整していきたいと考えておりますので、ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくご協議をお願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして、議事に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいただきますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましましては、本協議会規約第 11 条第 2 項の規定によりまして、会長が議長になることとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は 43 名の委員さんにご出席をいただいております。委員定数 50 人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして、会議が成立

しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

まず最初に、会議録署名人であります、協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職をお願いすることとしておりますので、今回は北橋村の塩谷助役さんをお願いいたしましたので、今回は名簿順によりまして渋川市の桑島助役さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第の3、報告事項、報告第13号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

報告第13号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料の1ページであります、ごらんいただきたいと思っております。報告第13号についてご説明いたします。

渋川地区市町村合併協議会委員の変更について、次のとおり報告すると思っております。

小野上村におきまして、3号委員の委員さんに変更がありましたものですから、今回変更前後の報告をするものであります。変更前の委員さんの氏名であります、平方、中沢、角田各委員から、変更後であります、角田、平方、佐藤の各委員に変更すると思っております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第13号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようでございますので、質問を終わります。

それでは、この件につきましては、お聞き取りいただいたということにいたしまして、続きまして、報告第14号 新市議会運営等調整会議の設置についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

報告第14号 新市議会運営等調整会議の設置について

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料の3ページをごらんいただきたいと

思います。報告第14号についてご説明申し上げます。

新市議会運営等調整会議の設置について報告するものであります。

5ページをお願いいたします。まず、今回の組織設置に至るこれまでの経過を簡単に説明いたしますと、合併協議会における議会関係の調整項目につきましても、他の協議項目と同様に、協議会の下部組織であります議会事務局専門部会等におきまして検討してきたところではありますが、議会運営に係る協議につきましては、議員を中心とした組織で検討することが望ましいということから、去る1月11日の議会事務局専門部会におきましてそのような方針を決定いたしました。その後協議会の事務局と先ほどの専門部会を中心に、ただいま申し上げました組織の協議会における位置づけ等について検討いたしました結果、後ほど説明いたしますが、3号委員を構成メンバーとする組織の設置をすることといたしまして、2月7日ではありますが、関係市町村議会の議長さんにお集まりいただきまして、規約等を決定していただいたところでもあります。

それでは、5ページになりますが、新市議会運営等調整会議規約について説明いたしますと、ごらんのように本規約は全部で7条の条文から成ります、ごく条文数の少ないものでありますが、それぞれ規定の要旨を申し上げますと、まず第1条は設置に係る規定でありまして、洪川市議会以下、関係町村の議会は、新市移行時及び新市になってからの議会運営等の確立を目的とし、新市議会運営等調整会議を設置するものであります。

第2条は、協議事項に係る規定でありまして、1号から3号にそれぞれ規定する事項について協議をいたします。1号では新市の議会運営等、2号では新市議会の事務事業の調整、3号では1号及び2号以外の新市移行時までに協議が必要な事項ということで、それぞれ整理をしております。

第3条は、組織に係る規定でありまして、調整会議は協議会の中の組織ということで、合併協議会の3号委員をもって組織するとしておりまして、次の第4条は、会長、副会長に係る規定であります。第1項では、会長、副会長を置くことを、第2項ではそれらの委員による互選をそれぞれ定めておりまして、第3項及び第4項は説明を省略いたします。

第5条は、会議に係る規定でありまして、第1項では会長が会議を招集し、その議長となるとする定めでありまして、第2項は会議の定足数に係るもので、委員の半数以上の出席をする定めであります。第3項以下については、説明を省略いたしまして、次の第6条は庶務に係る規定ではありますが、これについても説明を省略いたします。

第7条は、雑則ではありますが、第1項では調整会議の合併協議会への報告について定めております。

第2項は省略をいたしまして、附則ではありますが、この規約は平成17年2月

7日から施行するとするものであります。

7ページをお願いいたします。これは、先ほど申し上げました調整会議における運営等に係る調整項目について整理をいたしました資料であります。大きくは、ごらんのように二つの項目に分けて整理をいたしておりまして、一つは1にあります議会事務に関する各会議別調整項目でありまして、括弧内にありますように、主なということで例示をしたものでありますから、今後の検討の中で必要に応じて追加等をしていただくこととなります。

大きな1であります。これはさらに3項目に分けて整理をいたしておりまして、一つは(1)であります。この調整会議で協議し、決定していただく事項でありまして、議場の位置以下全部で14項目を挙げております。なお、議場の位置につきましては、在任特例後の議場の位置ということであります。

次に、(2)は、事務局で案を作成し、この調整会議で決定していただく事項であります。内容は記載のとおりであります。

(3)は、事務局で案を作成し、この会議に報告するというもので、内容は記載のとおりであります。

次に、大きな2であります。例規関係でありまして、議会に関する記載の条例等であります。

9ページをお願いいたします。9ページは、先ほど申し上げました新市議会運営等調整会議委員の名簿でありまして、以下記載の委員をお願いするというもので整理をしたものであります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、報告第14号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご質問等もないようでありますので、報告第14号につきましては、お聞き取りいただいたということで、次に報告第15号 協議項目13「組織及び機構に関すること」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

報告第15号 協議項目13「組織及び機構に関すること」について

事務局長(吉原康之君) 11ページをごらんいただきたいと思います。報告第15号についてご説明いたします。

協議項目13「組織及び機構に関すること」について報告するものであります。以下にありますように、調整方針につきましては、既に決定をしていただいているところであります。この調整方針の4につきましては、新市の組織・機構に

については、今後定める新市における組織・機構の整備方針に基づいて整備するとされており、その後さまざまな検討等を行いまして、欄外にありますとおり、別紙のとおり新市における組織・機構の整備方針がまとまりましたので、報告するものであります。

別にお配りをした資料をごらんいただきたいと思っております。分量の多い資料でありますことから、やや説明が長くなりますが、よろしくお願いたします。

まず、1ページをごらんいただきたいと思っておりますが、新市における組織・機構の整備方針について説明いたします。この方針は、冒頭に記載をいたしましたとおり、平成16年9月24日の第1回合併協議会において決定された調整方針、具体的な内容はこのページの下段に整理をいたしましたとおりであります。これに基づきまして、整理をいたしましたものであります。

まず、1の基本的事項であります。ここでは整備方針を定めるために必要となる基本的な考え方につきまして、次の(1)から(5)の五つの項目について整理をいたしておきまして、内容については記載のとおりであります。それらの要旨を申し上げますと、まず(1)では、これまでの関係市町村の業務を円滑に進めるため、本庁と支所のそれぞれについての考え方を整理いたしておきます。

まず、本庁につきましては、(1)の本文の2行目の後段からであります。市全体の組織、機構が十分に機能することを基本に、各行政部門の統合、整備を図り、支所については(1)の本文の4行目からあります。関係町村地区の住民要望にこたえ得る地域整備や住民へのサービス低下を来さないための統合、整備を進めるとしてあります。

次の(2)では、各種行政手続や住民ニーズ等への的確な対応のための業務執行体制の確立を基本に、本庁、支所ともに住民にわかりやすい、かつ利用しやすい組織とし、住民に関係の深い窓口業務については、充実した組織、機構とするとしてあります。

(3)では、行政区域の拡大への対応のための相談、支援業務などを充実し、かつ住民の声を的確に反映し得る組織、機構とするとしてあります。

(4)では、これまでの関係市町村の業務の新市への円滑な移行及び行政機構の継続性に配慮した組織、機構とするとしてあります。

(5)では、総務、財政など、いわゆる管理部門につきましては、効率性を図り、市民、保健福祉、経済などの各部門については、業務機能を充実した組織体制とするとしてあります。

以下の記載は、先ほど申し上げました協議会において決定されました事務所の位置及び組織、機構に係る調整方針であります。事務所の位置につきましては、先ほど申し上げました平成15年11月26日に決定されたもので、記載のとおりであります。組織、機構につきましては、平成15年12月25日に決定をされ、

4項目にわたるものでありまして、最後にあります項目、先ほど申し上げました整備方針に基づいて整備するというようなことになっておりまして、ただいま説明いたしております整備方針がそれでありまして、

2ページをお願いいたします。2の整備、統合に当たっての具体的な考え方があります。これについても要旨を申し上げますと、まず(1)であります。簡素で効率的な組織・機構ということでありまして、本庁と支所の連携を基本に、処理事務の明確化、業務の一元化に努め、現在の各庁舎を有効かつ効果的に活用した組織、機構の統合、整備を行うとしております。これについては、合併後も見直しを行いまして、さらに効率化等を進めることにしております。

次に、(2)であります。指揮命令系統は簡素で明確な組織・機構ということでありまして、本庁に部長を、支所に部長級の支所長をそれぞれ置き、これらを含め、括弧内にありますような職制については別に整理をすることにしておりますが、責任及び権限については明確にするとしております。また、支所につきましては、本庁との機能を明確にいたしまして、地域の総合的な支所とするとしております。

最後の(3)であります。支所の機能についてということでありまして、支所については、窓口業務部門を始め、生活基盤部門など、地域に密着した業務の充実、それから後段の2行にありますように、地域住民の生涯学習などの拠点としての整備を行い、地域の総合サービス機関とするとしております。

3ページをお願いいたします。3、本庁及び支所の組織・機構であります。まず冒頭の文章では、これまでに説明をいたしました基本的な事項を前提に、組織、機構の考え方をより具体的に整理をいたしております。本庁については、渋川市の組織、機構を基本に必要なに応じて新たに部、課等を設置し、支所については、各地域共通の行政事務機能の整備を基本に、地域の特性を考慮した組織、機構とするとしております。そして、本庁、支所間の業務機能の振り分け、関係については、以下のとおりであります。

(1)は、業務機能等の振り分け、関係についての考え方ですが、本庁においては、財政、企画、秘書など記載のいわゆる管理業務及び建設、環境、健康などに関する全市にわたって統一的に行う、そういった整理をしておりまして、支所においては、ただいま申し上げました本庁の業務以外で、当該地域の総合行政サービスの提供に必要な業務としております。具体的には、記載の表1によるとしておりまして、これについては後ほど説明いたします。

(2)は、本庁の組織・機構ということで、ただいま説明をした(1)の考え方を基本に具体的に整理をいたしたものであります。(2)の本文であります。本庁の市長部局には、総務部、企画部、市民部、保健福祉部、経済部、建設部、水道部の7部を置きまして、教育委員会事務局には教育部を置くことにしております。

ます。これについては、括弧内の図1によって改めて整理をしておりますが、これについても後ほど説明をいたします。そして、各部には課を置き、グループ制を導入することにしております。各部における課の再編等については、以下に整理のとおりでありまして、新設する課の名称は仮称であります。

まず、 ですが、総務部行政課を以下に挙げます一般職員に係る人事、給与等の事務の増大などに対応するため、二つに分けまして、行政課と職員課といたします。

であります。総務部税政課を税務課及び納税課に再編をいたします。これは、一元的な課税業務や不均一課税など、業務量の増大に対応し、徴税体制の強化などを図るためであります。

それから、 であります。企画部に地域調整課を設置することにいたしますが、これは統合、整理した事務事業の効率的な推進、進行管理など、また合併後の住民要望など、合併に伴って生じる諸問題に総合的に対応するために設置するものであります。

次の4ページであります。 の市民部には市民生活課を設置することにしてありますが、これは合併後の自治会などの地域組織、コミュニティー活動への対応、安全、安心都市づくり、交通安全業務などを積極的に推進するためであります。

であります。経済部商工観光課を商工振興課及び観光課に再編することといたします。観光課の設置は、多様な観光資源の積極的な活用、統一的な温泉施設の管理運営など、観光業務の増大などへの積極的な対応のためであります。

であります。建設部建設課を土木管理課及び建築住宅課に再編し、支所区域における土木関係業務の拡大などへの効率的な対応及び新たな建築確認や建築指導業務などへの的確な対応を図るとしてあります。

最後の であります。教育委員会事務局生涯学習課を生涯学習課及び文化財保護課に再編し、各地域の歴史、文化遺産の適正な保存、整備など効率的な業務執行を行うこととしてあります。

5ページをお願いいたします。(3)、支所の組織・機構であります。ここでは先ほど説明いたしました(1)の考え方を踏まえまして、支所について具体的に整理をしたものであります。まず、冒頭にあります支所の位置づけであります。支所は既に説明をいたしましたように、本庁の部に相当する組織といたしまして、それぞれ課を設置いたします。課の組織、業務分野は、本庁の各部に対応するものといたしまして、課には本庁と同様にグループ制を導入することにしてあります。括弧書きの図2及び図3については、それぞれ記載のとおりであります。後ほど改めて説明いたします。

支所における課の設置は以下のとおりでありまして、それぞれ担当業務の詳細

については後ほど説明いたしますが、まず の総務課であります。支所の庶務的な事務、それから予算などを担当します。 の市民課であります。住民基本台帳及び戸籍などの事務を担当し、 の健康福祉課については、健康管理を初め生活保護、老人などに係る事務を担当します。 の経済建設課であります。これにつきましては、農林、商工、それから観光行政振興など、地域経済の振興や道路、河川、上水道などに係る事務を担当し、最後の であります。生涯学習課でありまして、記載の地域の伝統文化、社会教育などの事務を担当することにいたしております。

このほか特殊要因、これは後ほど説明いたしますが、支所によってはそれぞれそれらに対応する組織を設けることにしております。後ほど説明いたしますので、よろしく願いいたします。

6ページをお願いいたします。渋川総合病院の編入であります。渋川地区医療事務組合の解散に伴います渋川総合病院については、新市に編入することになります。詳細については現在並行して検討中ですので、整理次第時期を見て報告することにいたしております。

7ページをお願いいたします。表1、新市における各総合支所の業務についてありますが、冒頭の文章にありますように、組織・機構の整備方針といたしまして、支所については、窓口業務、地域の生活基盤部門の充実を図ったものとするにいたしております。この資料では、各種住民サービスの分野ごとに支所においてどのような住民サービスを提供するのか、より明確にするために整理をいたしましたものであります。なお、保健事業及び公民館事業につきましては、地区の保健センター、地区公民館等で行うことにしております。

上からそれぞれ分野の主なものについて見ていきますと、まず住民登録等の関係では、戸籍、住民の異動関係の届出等を担当いたします。

次の国民健康保険等の項目では、国民健康保険の資格取得や喪失の届出、それから各種医療費の給付等、あるいは出産一時金等の支給申請の事務を担当いたします。

税金の関係では、市県民税の申告や各種証明書の交付等を担当いたします。

環境、清掃の関係では、苦情相談、ごみ袋の販売等、それから福祉の関係では、各種相談業務、児童手当等の申請受付事務等を行いまして、次の介護保険の分野では、申請受付を初め住宅改修などのサービスに係る業務を担当いたします。

産業振興の分野であります。地域の祭り、イベント、それから商工会などへの対応、農林業などに対する支援等があります。

土木の分野では、道路整備、公共物使用等の申請受付など、それから次の上下水道の分野であります。水道の開始、中止等の受付、料金の徴収などあります。

最後から2番目でありますが、地域活動支援、生涯学習等でありますが、社会教育関係団体等の支援、あるいは生涯学習関連事業の支援であります。

最下段は、その他総務事業で、これは支所の内部的な事業に係るものが中心であります。地域審議会、地区自治会等との連絡調整、それから支所の予算、交通安全等に対応することにしております。

8ページをお願いいたします。図1であります。先ほど説明をいたしましたものを図にしたものであります。改めて図について説明をいたしますと、網かけをしている部分が、課等について再編ないし新設をしたことをあらわしております。上から見ていきますと、総務部では行政課を再編し、行政課と職員課の2課、それから行政課には行政グループ、文書登記グループを置きます。職員課には人事研修グループを置きます。税政課は、税務課及び納税課といたしまして、それぞれグループを振り分けることしております。

次に、企画部であります。これまでの秘書広報課以下2課に加えまして、地域調整課を新設いたしまして、合併管理グループを置きます。

次に、市民部は、これまでの市民課、環境課に加えまして、市民生活課を新設し、それぞれ記載のグループを置きます。なお、赤城国保診療所は市民部に位置づけることしております。

保健福祉部は、これまでと変更ありませんので、記載のとおりであります。

経済部は、商工観光課を商工振興課及び観光課に再編し、商工振興課にはそれぞれ記載のグループを置き、観光課には観光振興グループを置きます。各地区温泉センターは、経済部に位置づけることしております。

9ページをお願いいたします。次に、建設部であります。建設課を土木管理課及び建築住宅課に再編し、3課体制を4課体制といたします。土木管理課には、管理グループ、土木グループを置きます。建築住宅課は、住宅管理グループを置きます。都市計画課、区画整理課はこれまでと同様であります。

その次の行であります。水道部であります。ここは変更ありません。

次に、渋川総合病院については、位置づけはこのとおりでありまして、記載の組織については現状どおりであります。

会計課、これ最下行であります。会計課についても変更はありませんので、現状のとおりであります。

10ページをごらんいただきたいと思います。教育委員会であります。教育部を設けまして、課では生涯学習課を生涯学習課と文化財保護課に再編をいたします。それぞれグループを置かしまして、赤城歴史資料館、それから北橋歴史民俗資料館を記載のとおり位置づけることしております。

文学館についても、記載のとおり位置づけることにいたしてありまして、次に以下の記載の組織のうち、選挙管理委員会に事務局体制を整理し、選挙グループ

を置きます。他はこれまでと同様であります。

11ページをお願いいたします。図2であります。図1と同様でありまして、支所の組織・機構図として整理をいたしております。最初にあります伊香保総合支所ですが、これについては別様で差しかえの資料をお配りしてありますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

伊香保総合支所以下、網かけのないもの以外はすべて新設であります。網かけのないものは、これまでの組織を改めて新しい組織に位置づけたものであります。

なお、保健センター及び農業委員会については、それぞれ括弧書きをいたしておりますが、健康管理課及び経済建設課のかかわり、それから分掌業務の整理等、今後さらに検討の必要がある組織ということで括弧書きをいたしております。

また、(仮称)まちづくり対策室とあるのは、同地区の特殊事情を配慮いたしまして、合併後一定の期間設置することにした組織であります。

次の小野上支所以下12ページにわたって整理をいたしておりますが、12ページをごらんいただきたいと思っております。小野上支所については、先ほど原則的な話を申し上げましたが、原則の5課体制で組織化をするということであります。

それから、次の子持総合支所ですが、子持総合支所につきましても、花と食の村づくり対策室ということで、通常の5課体制以外に特殊事情を考慮してこういった組織を設置することにいたしました。

それから、赤城総合支所ですが、赤城総合支所は土地改良推進室、いずれも仮称ですが、こういった組織を特殊事情を配慮して設置することにいたしました。

それから、最下行、北橋総合支所ですが、上下水道課とありますが、これもやはり特殊事情を配慮いたしまして、ここに位置づけるということで整理をしたものであります。

13ページをお願いいたします。これは、やや詳細な資料でありまして、細かいので、見にくい資料となっておりますが、これは本庁と支所の関係をより明確にするために図で整理をいたしたものであります。ごらんのとおり左側が本庁で、右側が総合支所の組織・機構図であります。点線で左側の本庁の課等と右側の支所の課等をそれぞれつながりをあらわしております。

まず、左側を見ていただきますと、本庁の総務部と企画部があります。このうち市民会館を除き、それぞれの部にあります課から点線が右の方に出ておりまして、それらがほぼ中央になりますが、一つにまとめられて、右側の支所の総務課の庶務グループ及び税務グループに結ばれておりまして、したがって支所の総務課の庶務グループ及び税務グループは、本庁のこれらの課の業務と関連のある業務を担当いたしまして、業務の遂行に当たっては、本庁と支所の関連する課が連携を図るということをお示ししております。

それから、右側の支所の総務課の最下段に出納グループがあります。ここから出ている点線の先を目で追っていただきますと、左側の本庁の方のやや下の方になりますが、会計課と結ばれております。先ほどの本庁と支所のそれぞれのつながりと同様でありまして、連携等を図りながら業務を遂行することを示しているわけでありまして。

14ページをごらんいただきたいと思っております。これは、ただいまの資料と同様のものではありますが、前ページの図から特に住民生活と密接に関連する課等につきまして、抜粋をいたしたものでありまして、まず本庁の保健福祉部の各課とはそれぞれ右側の支所の健康管理課の各グループとつながりがありまして、そのうち支所の健康グループの下に記載の支所の保健センターにつきましては、現在専門部会等において本庁の保健センターとのつながり、業務の分担、住民検診の実施方法等の検討をいたしてありまして、位置づけはこのようにここでは整理をしておりますが、今後これまで以上に業務が円滑に進められるような整理をしていきたいというふうに考えております。

次に、本庁の経済部、建設部、水道部であります。これらの部の各課は、支所の経済、建設部の各グループとそれぞれつながりを持つことになりまして、したがって本庁のこれらの部の各課の業務も支所の経済建設課が担当することになります。ただ、先ほども特殊要因ということで、北橋村については、特別に上下水道課を設けるという関係でこのつながりがやや変わることになりますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。業務の遂行に当たりましては、連携を図りながら住民サービスが低下しないように対応することになります。

それから、最下段の農業委員会であります。決定をしていただきました調整方針に基づきまして、合併後1年間は各市町村の農業委員会は存続することになっておりますから、それぞれ連携等を図りながら、これまでと同様に業務を進めることになります。

15ページをお願いいたします。この資料は、県内外の先進地事例、さきに合併をした人口、面積、それから支所の状況を整理をいたしたものであります。まず、(1)の新設合併をいたしました伊勢崎市の状況であります。合計の欄を見ていただきますと、人口は伊勢崎市の場合20万7,400人、面積は139.33平方キロであります。この次のページに渋川地区の状況を整理しておりますが、渋川地区の人口と比較をいたしますと、伊勢崎市の方が約2倍以上多くなっております。面積では、100平方キロメートルほど渋川地区の方が大きい状況にあります。各地区の人口は、伊勢崎市の方がいずれも渋川地区の場合よりも多くなっていることがわかります。伊勢崎市の場合、支所の体制はその表の下であります。ごらんのとおり支所長の下に副支所長を置き、7課体制をとっております。

次に、(2)は編入合併の前橋市の例であります。先ほどと同様に見てみま

すと、人口は渋川地区の3.5倍、面積はほぼ同じであります。各地区の人口は、宮城支所が渋川地区の各地区よりも多く、粕川支所は子持村とほぼ同じで、宮城支所は北橋支所よりも1,700人程度少ない状況にあります。支所の体制は表の下であります。7課ないし6課体制でありまして、副支所長は置いておりません。

16ページをごらんいただきたいと思いますが、県外の状況であります。(1)は、新設合併をした山梨県南アルプス市の状況であります。これについては、既に以前の会議で報告をしたところではありますが、やはり合計欄を見ていただきますと、人口は渋川地区よりも約2万人ほど少なく、面積はやや大きい状況になっております。各地区の状況では、南アルプス市の場合、多い地区で白根地区の約1万9,000人、少ない地区では芦安支所の613人です。支所の体制は、支所長のもとに4課1事務所体制で、渋川市のベースになっている案とほぼ同様の状況となっております。

(2)は、新設合併をいたしました阿賀野市の例でありまして、人口は渋川市の2分の1以下、面積も50平方キロほど少ない状況でありまして、渋川市の場合とかなり状況が異なります。支所の体制は、表の下であります。支所長の下に3担当制ということで記載のとおり状況で整理をいたしましたようであります。

17ページをごらんいただきたいと思いますが、やや事務的な話になりますが、ここからは主な支所業務のフローということで、20ページまでにわたります。本庁と支所の主な業務につきまして、どのような関係を持ちながら、支所では具体的にどういった手順で業務が進められるか整理したものでありまして、まず17ページの関係では転入、転出等住民異動届関連業務についてまとめたものであります。図の左側になりますが、住民から各種異動届がありますと、市民課で受理し、本庁との連携によって国保資格処理をいたしまして、また健康福祉課では介護資格処理を行います。同時に電算のネットワークを介しまして、本庁でも同様の処理が行われるわけでありまして、下段の記載については、ただいま申し上げました支所業務と本庁業務を整理したものであります。

18ページをごらんいただきたいと思いますが、住民票・戸籍等諸証明及び税証明交付関係であります。やはり同様に住民から申請がありますと、ここでも市民課が受理し、それぞれ必要な対応をすることになります。下段に記載のとおり、1にあります住民票、戸籍等に関する各種証明等は、本庁、支所にかかわらず、いずれも対応が可能であります。詳細については現在分科会で検討しております。基本的にはこれまでの各地域の役場と変わらない対応をすることを基本に整理をすることにしてあります。

2は、一般的な税に関する相談業務等は支所に対応することになります。

3にあります課税上の問題、苦情処理等は本庁と連携することになります。

19ページをお願いいたします。介護保険等です。被保険者から要介護

認定申請がありますと、支所の健康福祉課ではこれを受理いたしまして、最下段にあります記載の支援業務2とありますが、介護保険関係の2にあります(1)の被保険者証を預かり、(2)の主治医等の聞き取りなどをいたします。必要に応じて地区保健センターあるいは民生委員等と連携をしながら、申請書については本庁に送り、本庁担当課では訪問調査等を行います。この結果を認定審査会に諮ります。判定が出ますと、本庁担当課では被保険者あてに通知をすることになります。訪問業務等について連携の必要がある業務につきましては、それぞれ連携をすることになります。

20ページをごらんいただきたいと思います。これは、道路整備計画等であります。まず、下段の記載について説明いたしますと、まず住民要望に対する対応であります。1にありますように地域全体の道路整備については、各地区の要望、新市建設計画に基づきまして、本庁と支所の連携を図り、支所単独で実施するもの、本庁道路主管課が実施するもの等の調整を行います。このような調整については、この道路整備にかかわらず、すべて本庁と支所で連携をしながら行うということになります。

次に、2にありますように道路の維持等であります。これにかかわる工事がありますが、迅速な対応が求められることから、原則支所権限で工事等を実施することになります。これは、軽微なものということではありますが、原則支所で実施することになります。

図について説明いたしますと、住民要望がありますと、点線であらわしているように、それぞれ担当課、経済建設課であります。本庁と連携をとりながら工事発注をします。本庁では、支所から回議されたものを報告ということで受け取ります。それから、これ以外の大きな工事等については、実線であらわしておりますが、本庁と支所で合議の上、助役等の指導に基づいて工事を進めることとなります。調整が調わないものについては、後ほど説明いたしますが、本庁と支所の連絡調整組織で調整することになります。

次の21ページをごらんいただきたいと思います。これがただいま申し上げました本庁と支所の連絡調整会議で、一応仮称であります。地域振興連絡会議というのを一定の期間設けることにいたしておりまして、本庁と支所間のさまざまな案件をここで調整することになります。

下記の1にありますように、新市の一体性の確保等、そういった問題の調整、それから各種計画ができるわけではありますが、そういったものの進捗状況、それからこれまでに既に策定をいたしております建設計画などを横断的に対応することになります。組織の構成員は、助役を議長に本庁の部長、それから支所長で構成することにいたしておりまして、事務局は地域調整課が担当いたします。支所における各課では、本庁の担当課と協議、調整が調わない懸案事項等をここに諮

ることになります。会議の結果については、市長の指示を経て、市全体の方針として決定することになります。

22ページをごらんいただきたいと思います。地域審議会であります。これも既に説明をいたしておりますが、冒頭に記載のとおり、合併によりまして、行政区域の拡大があるわけでありまして、そういったものが遺漏なく対応できるようにこの組織を設けるわけでありまして、市長の諮問機関として設置するものであります。図は、地域審議会の位置づけのイメージということで整理をいたしました。図の中段ぐらいのところにありますが、各支所に地域審議会を設置をいたします。地域審議会の事務は各支所の総務課が担当いたします。それから、本庁では企画課が担当することになります。支所の総務課との連絡調整を行います。審議会の構成員は、図の下にあります。住民、自治会あるいは区長会、NPOなどの中から市長が選任をいたしまして、選任の基準等については、現在整理をしておるところであります。

それから、下の方にあります四角の中でありまして、地域審議会の概要であります。1は、所掌事務であります。それぞれ記載の事務を担当いたします。

それから、(3)にはその他市長が認めるものということで所掌事務がありますが、これについても具体的な基準を、おおむね目安ということで整理をすることにしております。

それから、審議会の委員数であります。規定上は一応20人以内ということで整理をされておまして、これについても別途定めることとしております。

以上で説明を終わります。少し長くなりましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、報告第15号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

委員(新井晟久君) 今の説明に関連して1点だけお聞きをしたいんですが、新市になった場合に全職員が渋川市の職員になります。10年間くらいかけて適正規模な職員の体制になっていくと思うんですが、当初全員が職員になるわけですので、当然人員的に余ると言っちゃ語弊がありますがけれども、その辺の人員、今いろいろ組織体制、話がありましたけれども、若干オーバーする人たちの対応については、例えば今大変厳しい財政状況の中で、税等も大分滞納が今あります。例えばそういう税の滞納の専門班とか、そういう点でその余った……余ったと言っちゃ語弊がありますがけれども、その辺の職員の対応についてはどのようにお考えになるのか、ちょっとその辺1点だけお聞きをいたします。

事務局長(吉原康之君) これまでの説明でありますけれども、財政推計等では10年間で200人くらい職員を減らすことができるだろう、これは自然退職を前提に整理をしたものであります。基本的にはそういう整理になっておまして、ただ

これまでもいろいろ調整をしていただきましたけれども、例えば国保についても不均一課税等がとられまして、それから市税についてもそういった一定の時期は不均一課税等がとられる話があります。基本的な部分、これは先ほど説明いたしました管理部門等については、例えば財政課とか企画課というのは6市町村で一つあればいいわけでありますから、そういう部分については、かなりそういう意味の職員が余剰になる部分が出てくるわけでありますが、ただ、今お話ししたようなそういう逆に合併時、しばらくの間、今までの業務量よりもむしろ多くなるような状況の業務もあるわけでありまして、そういうところについては多く配置をしていきたいというふうに考えておりまして、これまでのおおむねの一般的な人数の整理では、特に余剰が出るというようなことはとりあえず考えておりませんので、ただその基本となる話といたしましては、例えば今お話にありました徴税部門と申しますか、この整理でいけば税務課とか納税課、それからあるいは介護保険、それから先ほど申し上げました国民健康保険等、市民の方たちが直接窓口で必要に応じて住民サービスがこれまでの住民サービスと変わらないようなサービスを受けることができる、そういう体制を当面はなるべくとっていきたいというふうに考えておりますので、総合いたしますと、当面は今までの体制をそのまま移行しても特にこれまでの整理では余剰人員が出るというような、そういう整理にはなっておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（新井晟久君） 今お聞きいたしましたのが、余剰人員は出ないというお話でございます。当初は、大体200人ぐらいが10年間かけて適正な職員体制にしていくという話でございましたので、若干私は余剰人員が出るのかなと思っていたんですが、今の話では新しい業務があるので、その辺は余剰人員の対応はないと思うという話でございますが、新市になったときに、各地域においても滞納がどんどん今ふえておりますので、この辺についてもしっかりした、余剰人員が出ないということなんですが、ですけども、ほかのところを見ると、合併時に若干の余剰人員が出たときには、そういう徴収部門に力を入れて、そして滞納整理に力を入れると、こういうところがあるようでございますので、その点お聞きしたところでございます。

以上です。

事務局長（吉原康之君） ただいまのお話につきましては、過日の正副会長会議等におきまして、特に整理をするときに滞納整理等、これは渋川市を初めかなりいろんな状況があるわけでありますから、そういった部門については、できるだけ充実した人員の配置をとというような、こういう話もいただいております、お話のとおり先ほど申し上げましたが、特に今注目をされている部門については、人員を配置して、遺漏がないような対応ができるような組織体制としたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（大澤歳男君） 伊香保町の大澤歳男と申します。

行政の縦割りの連絡部門というんですか、それは今までどおり非常にスムーズにいかうかと思うんですが、横の連絡についてどのような考えを持っているかというのをちょっとお伺いしたいと思うと同時に、今職員のちょっと問題が出ておりましたが、臨時職員並びにパートについての1市1町4カ村において相当な人員になるかと思いますが、その臨時職員についての取り扱い方についてはどういふうな、この中には一つもそういういふうなこと文面に載ってありませんが、どういふうなお考えであるかお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

事務局長（吉原康之君） 先ほども申し上げましたように、一般職員の一般的な人数の整理につきましても、現在いわば一般的な整理をしております、今後詳細に詰める段階では、それぞれ事務分掌等を勘案しながら、先ほども申し上げましたが、非常にある意味では合併時にふえる業務もあるわけでありますから、そういう部分については、人員をできるだけ充実した配慮をしていきたいというふうに申し上げたところであります。ただいまお話にありました臨時職員についても、結果といたしますと、やはり余剰人員といえますか、これまでの体制で重複する部分が出るわけでありますから、そういった意味では臨時職員の方はそういうことを前提にすれば要らなくなるといういふうなことが基本であります。ただ、そうはいっても渋川市でもそうでありますが、同じ臨時職員といういふうなことでくくりにしても、これはこれまでそれぞれの市町村の状況がありまして、それぞれ正規の職員の方にかわって配置されている臨時職員の方もいらっしゃいますし、むしろ臨時職員の方が正規の職員にかわって対応しているというところもあります。ですから、今後先ほど申し上げました一般職員の配置等と連動させた検討をしながら、臨時職員の特殊性、これは市町村の状況によって違うわけでありますから、そういったことで今後対応していきたいといういふうに考えております。

ただ、臨時職員も、財政推計等で一般職員の整理の話と10年間を目途にというお話しましたが、臨時職員についても一定の年限を中心にしながら整理をしていかないと、なかなか効率化というところにつながらないわけでありますから、その辺も検討の前提にしながら今後整理していきたいといういふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（大澤歳男君） 再度お尋ねいたしますが、人員の効率化といういふうな今お言葉を述べられておりますけれども、人員の効率が合併のそもそもの本質から考えますと、その辺についても逐次考えるといういふうな物の考え方ではなく、人に対する考え方というのは非常に言葉で吐くと難しい問題が絡むかと思ひますけれども、その辺が合併の本来のスリム化といういふうな考え方から申しますと、それと裏腹に充実をするんだといういふうなこと、それから後退をしないんだといういふう

なことの裏腹になろうかと思えますけれども、その辺をやっぱりある程度明文化しておいた方がよろしいんじゃないかというふうな考え方持っておりますので、お伺いしたわけございまして、合併の本質と、それから行政のサービスの向上と相反するもんがあるかと思えますので、その辺のこと非常に難しいと思うんですけれども、大変大事なことではないかというふうに私感じておりますので、その辺につきましても、そういう各委員会等について、もう少し十二分な論議をしていただくというふうなことを重ねてお願いを申し上げまして、お答えは結構でございます。

委員（戸所 隆君） 高崎経済大学の戸所です。

基本的にこの組織でいいのかなと思うんですけれども、5ページのところで支所の組織・機構で生涯学習課の機能なんですけれども、ここに地域の伝統文化、それから社会教育、社会体育、人権教育、青少年の育成というふうにあるわけです。これは、このまま単純に見ますと、いわゆる教育委員会でやってきているようなものがここに集約されているように感じるんですけれども、生涯学習という形で広く見たときに、例えば掛川市の生涯学習都市宣言というあのときの趣旨とかそういうもの考えて、比較的地域のいろんな考え方を吸収する点においては、生涯学習課のあたりで地域づくり的な機能を持たせると、比較的スムーズにいくということがあるかと思えます。

そういう面で先ほど例えば20ページのところで道路整備計画などの場合ですと、支所の担当課に住民の要望という、こういう形があるんですけれども、このタイプというのは旧来型の要求タイプであるわけです。これは、町役場とか何か近くにある場合には比較的これでスムーズにいくと思うんですけれども、規模が大きくなってくると、なかなか住民の要望というものが本庁で吸い上げてくるというのが非常に難しくなってくる。そういう意味でいうと、その前の段階で、この住民要望といく前の段階で、市民がいろいろ集う中で住民の考えをくみ上げていくという、それは比較的文化財のことだとか、いろんな教育関係で集まった中でいろいろ議論している中で、こういうまちづくりがいいんじゃないかという意見が出てくるんですね。そういうものをくみ上げて、そしてそれを住民要望として担当課に持っていくという、この機能を生涯学習というところに少し入れ込んでいくという、これが実は地域審議会とか、それぞれの地域の要望といたしますが、考え方、これをくみ上げるために重要なんじゃないかなと。

そういう意味で私のこれは意見といいますか、要望なんですけれども、生涯学習課のところに地域づくり的な機能、どちらかというソフト面の機能というものを少しお考えいただけないのかなということを要望したいと思うんです。ハード面のところでは、例えば建築住宅課とか、本庁の方であれですけれども、最初の段階の情報を得ていくという点が、公民館活動とか、そういうところでかなり

情報が出ますので、そういった機能を持ち、そして地域審議会や、それぞれの地域の実情というものをくみ上げるシステムをこの辺でお考えいただくような構造にさせていただけたらなということ、もしご検討いただければということです。

それから、二つ目は、本庁と支所と同じ名前が、課があるわけですが、これは支所の例えば市民課というもの、あるいは生涯学習課とか、これは課長は本庁といわゆる課長級と同格なんですか。それによって、権限と指揮命令系統は明確にするというふうになっているんですけれども、そのあたりがどういうふうな形になるのかなということが、この組織の中でちょっと見えないので、そのあたりがご説明いただけたらと思います。

それから、もう一点は、これは人事については今後のことだと思うんですけども、これ要望ですが、人事交流といいますか、職員の配置を、例えば赤城村なり伊香保なり北橋なり子持とか小野上とか、そこにいた人たちとそれぞれのところがどういうふうな交流でやっていくのか。何%ぐらい最初残して、そしてあとは交流させていくのか、その辺の大枠の方針というものはあるんでしょうか。恐らくきょうはその課題じゃないと思うんですけども、そのあたりがかなり今後のこのまちを一体化していく、あるいは相互に連携とっていくために非常に重要なことになると思いますので、もし方針的なものがあればお答えいただければなと思います。

以上です。

事務局長（吉原康之君） まず、生涯学習課の関係で地域づくり的な、そういった分掌もどうかと、こういうお話であります。現在のところの整理では、一応総務課に先ほど申し上げました地域審議会の担当等をしていただくことで整理をいたしております。現在までの整理では、地域づくりというようなことになりまして、地域審議会自体を中心にした総務担当がまちづくりについても担当していくというふうなことになるかと思えます。これまでの議論の中で少し経過を申し上げますと、生涯学習課の位置づけにつきまして、いわゆる教育委員会の基本的な考え方として、教育委員会との関係はどうかというふうな、そういう議論もありました。それと逆に支所の一体性というふうなことで考えますと、やはり教育委員会の系列にはもちろんこれは法律的にはなるわけでありまして、そこへ支所長等のそういう併任の関係はどうかという、こういう議論もしてきました。それと、もう一つは、生涯学習課と地域の公民館というのは、やはり今お話しのような、これは社会教育サイドの話になるわけでありまして、支所の地域ということになりますと、広く地域づくりというふうなことにもつながるわけでありまして、その辺はやや流動的なまだ要素がありまして、完全には整理はし切っておりません。ただ、今のところの整理では、地域づくりは先ほど申し上げました地域審議会を担当する総務課が中心になって対応していくことになるだろうと

いうことでありますけれども、ただいま申し上げました流動的な要素も含めまして、もう少し支所全体についての分掌については、さらに検討を続けたいと思いますが、ただ地域づくりをここへ位置づけるかという話になると、地域審議会等の関連もありますので、現在の段階ではこういった整理でいきたいというふうに考えております。

それから、これも先ほどの話と関連することになりますが、支所と本庁の課長の職位といいますか、関係はどうかと、こういうことでありまして、今のところの整理では、先ほど申し上げましたように支所長を部長級に、それから各課長は課長ということで、これは職位は全く同列だというふうに今のところは整理しております。ただ、先ほど申し上げました、分掌は細かく説明はしておりませんが、本庁と支所の分掌事務がそれぞれ異なるわけでありまして、そういう意味では本庁の課長が対応する守備範囲と、それから支所の課長が担当する守備範囲は、当然異なっておりまして、例えば工事の決裁区分でいいますと、どの程度の額の工事までやるかというふうな、そういう話につながってくるわけでありまして、そういう意味では実際上の話として本庁と支所の守備範囲に関連した権限は違ってくると、こういうご理解でよろしいかと思っております。

それで、先ほど本庁と支所との連絡調整会議を設けると申しましたが、当面市が一定のそういう対応ができるようになるまで、できるだけ連絡会議、仮称で地域振興連絡会議というようなことで整理をいたしておりますが、そこでできるだけ本庁と支所とのかわりについては調整を図って、統一のとれた市行政を進めていくような対応をしたらどうかというふうに考えております。

それから、人事交流の話が出ましたが、先ほど申し上げましたように、一般的などのくらいの人員が必要かという検討も並行してはきておりますけれども、こういった形で各地域のそういった職員の方を本庁に、それから本庁から各支所という、こういう検討はまだ具体的に整理をいたしておりませんが、恐らく発言の趣旨になっているのは、できるだけそういう交流を図って、そういう中で一体性を図った方がいいのではないかという、こういう趣旨だと思っておりますので、その辺は今後検討をしていく中で参考にさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員（戸所 隆君） どうもありがとうございました。

ただ、最初の生涯学習のところは、要するに分掌としてのシステムとしては総務課が持つとかということだと思っておりますけれども、それあくまでも公式な場で、いわゆる市民が一般的に集いながら、あるいは気軽にというんですか、その情報をとれるシステムとして生涯学習のコミュニティーづくりといいますか、そのあたりのところでとれるような、そういうことで、そして地域審議会なりその次の段階でつないでいけるような機能を持っていただくとスムーズなんかというふ

うに思いますので、またご検討いただければと思います。

それから、もう一点、これも基本的にいいと思うんですけど、こういうご検討されたかどうかであえてお聞きさせていただくんですが、渋川は本庁が支所的な役割も兼務するというか、包括してやるということになっていますね。合併というトレンドで見ていきますと、周辺の町村のところに支所という考えになると思うんですけど、これが例えば政令市的な考え方でいうならば、本庁があるところにも区役所は置いて、住民関係の身近なのはそれを同じように使って、そして本庁は全体の調整といいますか、そういうあれでかなり統括するということで、人数をふやすという意味じゃなくやるあれがあるんですが、その辺は機構は全体として小さいから、これの方がいいんだということだと思うんですけども、その辺のご検討はされた上でのことなんでしょうか。

事務局長（吉原康之君） 本庁の方にも地域審議会を設置いたしますから、そういう意味ではお話のように渋川市も本庁にそういう意味の支所機能があるわけであります。ただ、一体的な話ということになりますと、それぞれ子細にこれまで各市町村で行われた業務の内容を完全にはまだ整理をし切っておりませんが、見ていきますと、渋川市のやり方と各町村のやり方で随分違う面があります。具体的に申し上げますと、例えば道路建設なんかで行う設計の委託等については、渋川市は直営でやっていたり、それから徴税なんかの関係について、固定資産では家屋評価を渋川市は直営でやっておるというふうな、そういう状況があるわけでありますから、そういうことを前提に考えますと、今度新市になったときに、それは市として全体で直営でやるような話もあります。ですから、やや質問の趣旨と離れるかもしれませんが、そういうかわりの中で一方では本庁は支所の機能を持つし、一方では一体的なそういう本庁の対応といいますか、そういうことでやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（小泉隆雄君） 北橘村の小泉です。

10ページの農業委員会の事務局の位置づけについてお聞きしたいんですが、農業委員会は合併後1年間は各市町村ごとに置かれるということなんですが、その後においては30人体制でやると。それで、広範囲な地域であるので、事務局として合併後1年後、その後の扱いもこの表のとおりなんでしょうか、変わるんでしょうか、お聞きしたいんですが。

事務局長（吉原康之君） 一応農業委員会法の34条の特例が終わった後も現行の体制かと、こういうことではありますが、位置づけは基本的にはその特例が終わった後についてはこの整理のままで、今のところの整理ではいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

委員（小泉隆雄君） 一言だけ申し上げたいことは、非常に面積的に広がると。

簡単に言えば赤城のすそ野から榛名、子持と、広大な面積になると思うんですよ。そのままこういう体制でいけるという考え方と理解してよろしいということでしょうか。

事務局長（吉原康之君） 位置づけにつきましては、ここに整理をいたしておりますような位置づけで、このところの話でいえば、引き続きこういう体制でいきたいということではありますが、ただ、今お話しのように、面積等、あるいは事務量がふえるわけでありますから、先ほども申し上げましたが、組織の位置づけとしてはこういう整理でありますけれども、実際の体制については、先ほど余剰人員というような話もありましたけれども、こういうふうに業務量が飛躍的にふえるところについては、人員の配置で十分対応していくようなことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（岩崎幸代君） 赤城の岩崎でございます。

先ほど戸所先生がおっしゃった機構の話でございます。渋川市においては、今事務局長さんが本所と支所を兼ねるといような、市と村部というんですか、いような機構の今までの成合からそういうふうなことでいきたいというふうに説明がありました。その辺については、やはり私は渋川市においても本所という組織をそれなりにしっかりして母体を小さくする。渋川市においてもやはり支所としての機能を持たせるべきというふうに私は思っております。その中でぜひこの組織なりそういうものをもう一考あってしかるべきじゃないかなというふうに私も思っております。その辺で幹事会なりでもう一度検討していただければありがたい。それでもって対等合併であるといのが名実ともに実現できるかなと思っておる一人でございますので、その辺をよろしくお願ひいたします。

事務局長（吉原康之君） 先ほども説明をさせていただきましたように、過去の検討の経過もあわせて説明をさせていただきました。いずれにしてもこの組織、機構が決定をしないと、例えば電算の統合、それから予算の対応、そういったものがほとんど進まないという状況が現在あります。先ほど申し上げましたが、これまでの整理で完全に整理がつかないところがまだあるわけでありますけれども、その整理については、引き続き検討をそれぞれの専門部会等においてしていただくということで考えておりますが、いずれにしても不十分なところがありますけれども、こういった形できょうの協議会を報告をさせていただいて、進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員（岩崎幸代君） それなりの言いわけと道理はわかります。時間等の問題もあると思います。ただ、根本的な問題といようなことを考慮しますと、時間、間に合わないとか、そういうような中でなく、もう少し何か一考するところがないかなというふうに思っておりますので、重ねて、ご返事は要らないんですけれども、そのことを強く要望しておいて、私はこの原案についてはちょっと賛成しか

ねるというようなところを表明しておいて私は終わります。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。

細かいことはいっぱいあるんですけども、そうでなくて基本的な部分でやはりきちんとして、基本的な部分できちんとした方針というんですか、方向性を出していく必要があるのではないかなというふうに思います。この新市のいわば機構、組織の問題について、やはり一番重大なことは、支所の部分がかかなり重点がかけられているというふうに解釈してよろしいのではないかなというふうに思うんですけれども、要するに本庁のいわば統括的な部分というものも当然重要なんですけども、この合併については、やはり各町村における組織の権限をかかなりの部分で認めていくのだというふうな姿勢が感じられるんです。そのところは、そのままそういうふうに理解をさせていただいてよろしいのかどうかというところは、やはり大きな問題なんではないかなというふうに思います。要するに各町村の業務的な部分をかかなりの部分で残していくというふうな形でもって進めていくんだということなのかどうかということの基本的な部分を、ぜひご回答を願いたいというふうに思います。

それに絡んで、当然本庁と支所との問題が出てきます。先ほど戸所さんの方から出ましたように、課長級の問題が出ましたけども、その中でもやはり一番大事なところは、いわば支所長とといいますか、それと部長との関係というふうな部分、この辺の部分が非常に大きな問題が出てくるだろう。その辺の権限の問題をどう取り扱うというのが、やはりこの間の組織、機構の問題として大きな問題ではないか。支所長と副支所長というふうな問題もありますけども、当面は支所長と部長との関係、最後に出てきます振興連絡会議等の関係においても、各支所長とそれから部長との関係、この辺をやはり明確にしておく必要があるのではないかなというふうに思います。そういった意味では、先ほど赤城の方からも出ましたけれども、やはりもう少し一考をしながら、組織の基本的な部分をはっきり明確にさせていって進めていくことが、今後のこの組織にとっては重要な問題ではないだろうかというふうに思われますので、ぜひその辺のご検討をお願いしたいというふうに思います。

事務局長（吉原康之君） 先ほども7ページのところで新市における総合支所の業務についてということで、住民のサイドでどういったサービスが受けられるかというようなことで整理をさせていただいた資料だということでご説明申し上げました。先ほど戸所委員の発言に対するお答えでも申し上げましたとおり、支所と本庁の課と課と、あるいは市の本庁の部とそれから支所の関係でありますけれども、当然守備範囲が異なってくるわけでありますから、そういう意味では実態的な権限は変わってくるというふうなことであります。ただ、そうはいつでも重複する部分が相当出てくるわけでありますから、これについてはお話にもありまし

た、説明をいたしました地域振興連絡会議等で調整を図って進めていきたいというふうに考えておりました、ただ基本は、先ほど徴税の関係でも申し上げましたが、一つの市になるわけでありますから、支所と本庁をそれぞれ今の状況で分けて考えると、どうももう少し支所に権限を残した方がいいんじゃないかと、こういう議論もこれまでのいろんな議論の中で出てきたわけでありますけれども、基本的には一つの市になるわけでありますから、先ほど職員の配置の問題、それから臨時職員の整理の問題等のお話もありましたけれども、やはりそういう視点でそういった人員の配置、組織、それから支所のあり方、それから本庁の権限、支所の権限を見ていかないと、なかなかこれまでのものを背景にするような、そういった感覚は私も含めてあるかと思っておりますけれども、基本的には一つの市になるわけでありますから、一番大きな話としては、その辺を基本に考えていくと当然我々の方で整理をし、それぞれご議論いただいてまとめていただいた、こういった案が最良とは言いませんけれども、ベターな案かなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

委員（塩野光弘君） 済みません、続いているもので、もう一言だけ。

その辺はわかるんです。1市になっていくということも当然了解をしていく中での発言でございまして、そういった意味でよく言っていますが、ソフトランディングということがやはり大事な部分ですから、そういうところでどうなのかな。私どもが受け取った形としては、主な新市における各総合支所の業務について、かなり割り振られているということについては、私は評価をしたいという。そのことについてやはりまだ不明確な部分があるだろう。例えば税の納入の関係だとか、あるいは窓口における公金の取り扱い、あるいは公印等の管理の問題とか、こういったことはある意味で支所に権限を与えていって、その後でやはりソフトランディングをしながら、最終的には市として統一をしていくと、そういう方向性なんだろうというふうに思うんです。ですから、この方向でやっていくことについて私は疑義を言っているわけではないんですけれども、やはりそういった部分で権限、決裁、そういった部分についてまだ論議をしていく部分があるのではないかと。そういったものが明確に出てこない、本庁と支所との関係が明確にはなっていない。そうしますと、そここのところにやはり若干の問題点が出てくるのではないかと。したがって、その辺をぜひ検討をしていただきたいというふうに申し上げているわけでございます。

事務局長（吉原康之君） 先ほどややちょっとずれたご答弁申し上げまして、申しわけなかったんですが、基本的には今塩野委員さんが言われるような、そういう方向で整理をしているところであります。先ほどイメージ図ということで幾つかの例を挙げて説明をさせていただきましたが、そういったことで今後それぞれ専門部会等がありますから、できるだけ各事務をそういったことで整理をしていき

たいというふうに考えておりました、一つはもっと簡単に言いますと、今まで住民の方がそれぞれの地区の窓口へ来て、いろいろな届出ができたわけでありますから、基本的にはそういうものは従来と全く変わらないような調整をできるだけしていくということが基本でありまして、それらは各専門部会の検討されているそれぞれの委員の方も、そういったことで検討をしていただいているというふうに考えておりました、塩野委員さんが言われるように、結果として窓口業務がこれまでと違って、例えば本庁へ行かないと用が済まないというようなことが、これまでできたのという話につながらないような、そういう整理をできるだけしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（大澤歳男君） 伊香保町の大澤でございます。

最後のページの地域審議会というふうなことで、地域審議会の位置づけと、ちょっと大変皆さんに失礼な言葉になろうかと思いますが、私どもの関口町長は、この合併の会議に出席する際に、出入り自由だとか、それから勉強会だとか、そういうふうな発言で、今までの新市の新しい計画に伊香保の地域の事業が一つもゼロであると、こういうふうなことも私承知しておるわけでございますけれども、審議会の今後の、例えば議会はもちろんそういうふうな議決権があるわけでございますけれども、地域の審議会に対する取り扱い方について、その扱い方というんかしたら、審議会が出た問題をどのような形で例えば市政へ反映していくか、その辺のことがちょっと明確になっていない。その辺についてお答えいただければありがたいと思うんですけれども。

事務局長（吉原康之君） 前回事業計画については説明をさせていただいたところでありまして、ご発言の中に伊香保がどうかと、こういうお話がありましたけれども、これ全く関係6市町村すべて、そういう意味では平等にといえますか、調整もそういうことで、それぞれ事業計画等を整理させていただいております、6市町村、これはいずれの地区も変わりありません。それぞれ計画書には登載されておりますので、そういったご理解をお願いしたいと思います。

それから、地域審議会の関係でありますけれども、これにつきましては、先ほど戸所委員さんにも質問の中でお答えをしたように、ここで検討されたものについては、それぞれ市長に直接答申していただくような形になるわけでありますけれども、形は22ページの絵のとおりであります。ただ、具体的な整理については、説明の中で申し上げましたけれども、今後地域審議会の設置の要綱、それから委員の選出方法、それからこういった形の計画を検討していただくのか、そういうものを具体的に整理した段階で、整理ができ次第、また協議会にご報告することにしておりますが、具体的にはその地域の問題については、地域審議会を中心にいろいろ検討していただいて市長に答申していただくと、こんなことで、かなり包括的な話でありますけれども、考えておりますので、よろしくお願ひした

いと思います。

委員（戸所 隆君） 高崎経済大学の戸所です。

若干誤解されていると、再度発言させていただきますけれども、先ほど私はこの組織としては基本的にこれでいいと思うということが一番最初に申し上げたと思います。そういう面でこれでいいと思うんですけれども、例えば渋川市に支所というか、窓口的なそれがないというのは、逆に言うと渋川市民は非常に身近なところに行きやすい場所がないということになって、これでいいのかなという、そのところが本庁が十分それできますよということであるならば、私はそれでいいと思うわけです。要はいろんなところがまさに対等合併、新設合併ですから、それぞれの地域の人たちがいかに自分たちの地域づくりを考えていることを生かしながら、全体として渋川がパワーアップできるかと、このところだと思うんですね。そういう意味でいうと、今後人事交流といえますか、本庁にいる方も、伊香保の方も本庁の例えば部長になる方もいるわけですし、いろんなところを交流する。そういう面で新しい形のものをつくっていただければなど。ただ、それぞれのところの住民の意向が同じようにできるような形に、まさに人事交流なり人事システムのところで補完していただくということでしたらいただければなど。もし直すべきところがあれば、それは当然直していただければと思うんですけど、先ほども申し上げましたように、やっぱりバランスというものはどうなのかなということで、そういうご検討されたかどうかを確かめさせていただいたと、こういうことをご理解いただければと思います。

委員（小野宇三郎君） 5号委員の小野でございます。全体の印象と、今まで出た中で幾つか申し上げたいと思います。

私は、これ全体見せていただいて、ここに基本に住民にわかりやすく利用しやすいというのがありますが、私は非常にこれはスタンダードでわかりやすいなという印象を持ちました。7部構成で、あるいは支所が5課構成と。それから、内容的にも非常にわかりやすいなというぐあいに印象を受けたわけです。それと一緒に、その中に地域の最近の課題が幾つか盛り込まれております。具体的に言いますと、例えばこの地域に重点を置く観光課を新たに独立させるとか、あるいは非常に最近の話題の土木管理課、これ非常に最近問題になっております。そういうものを配する。それから、あとは各市町村に最近の話題の室を設けるといような面では、非常にいろいろ盛り込まれたなという気がします。それで、その中で運用していく面では特に地域調整課、それからそれに付随する地域振興連絡会議、この辺の実際の運用が非常に重要だなという気がしています。この部分というのは、非常に弾力的に対応し得る部分ですね。ですから、これからうまくやっていくにはその辺がどういうぐあいに、頭をやわらかくして動いていけるかというのがかなり重要になってくるのではないかという印象を受けております。

それから、今まで出た中で2, 3申し上げますと、先ほどの塩野委員の話ですが、まさにそういうことだとは思いますが、これについては具体的な行政からいきますと、本庁と支所については当然事務委任規定ができるわけです。どの権限を支所に持たせるか。それは事務委任規定を作りまして、許認可は支所長がどこまで許認可できる。それから事業費はどこまでの事業費が自由にできる。というものを盛り込む。これがいつできるかが大切なんです。私が思うにはすぐ作った方がよいと思いますが、事務的にはかなり大変だと思います。ですから、こういうことを踏まえて十分事務局で検討し、合併までに間に合えばよいわけですから、間に合わなくてもできるだけ一日も早くつくというのが基本だろうと思います。それが本庁と支所の関係と。

それから、先ほど戸所委員の方からも生涯学習の件が出ております。これは、生涯学習の中に、私もちょっと文化の仕事しておりますが、文化から生涯学習から、そういうものを確かに支所は支所の中に所属あるけれども、本庁の方に来ると教育委員会に来ちゃうということになるわけですが、これも全国的な課題です。どちらかという文化、生涯学習関係は、市長部局なり、県でいえば知事部局、そっちへ移る傾向が非常に強くなっています。県はまだ、私たち教育委員会所属になっていますので、文化も生涯学習も教育委員会で持っていますが、全国的な傾向からすると、その執行者の方へ移って、教育委員会はどちらかという学校教育に純化していくというのが最近の動きかなという気がしております。この面もどちらがいい悪いというのは、一概には言えないので、やってみて、まずけりゃ変えればよいということだろうと思います。こういう当初の仕分けといたしますか、そういうことで踏み出すことは何らあれはないと思いますので、ひとつ今ほどの意見の中で参考に申し上げます。

以上です。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかに質問等もないようですので、質疑を終結をいたします。

それでは、お諮りをいたします。報告第15号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第15号は原案のとおり承認されました。

続きまして、次第の4、協議事項、議案第19号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度事業計画及び議案第20号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出予算につきましては、関連がございますので、一括して協議をいただき

たいと思っております。

事務局の説明をお願いいたします。

議案第19号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度事業計画

議案第20号 渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出予算

事務局長（吉原康之君） それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。
議案第19号についてご説明申し上げます。

渋川地区市町村合併協議会平成17年度事業計画について次のとおり定めるものであります。

1から4まででありまして、1の事務事業「調整方針」の策定以下、これは前年度に引き続いての項目でありますので、内容については説明を省略をさせていただきまして、次の15ページをお願いいたします。

議案第20号についてご説明をいたします。渋川地区市町村合併協議会平成17年度歳入歳出予算について、次に定めるところによりたいと思います。

第1条第1項であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ900万円といたしたいと思います。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次表によりたいと思います。

17ページをお願いいたします。平成17年度歳入歳出予算であります。まず、歳入であります。1款1項1目負担金は、898万6,000円でありまして、前年度の予算額に比較をいたしますと、123万8,000円の減額となっております。これは、次の歳出で説明をいたすことにしておりますが、昨年度に比較をいたしまして、協議会の開催回数の減少等に伴うものであります。ただ、昨年9月の法定協議会の設立時の予算が今回の表にあります当初予算でありますことから、期間的に影響のある費目もありますので、そのようなことを前提に説明をお聞きいただきたいと思います。関係市町村の負担金は、節欄のとおりでありまして、説明欄の記載は前年度負担金を整理をしたものであります。

3款1項1目繰越金は、前年度繰越金でありまして、1万3,000円を計上いたしました。

4款1項1目諸収入は、1,000円の造目とさせていただきました。

最下欄の合計であります。歳入総額900万円で、前年度比較122万5,000円の減額であります。

次に、歳出であります。1款1項協議会運営費は、412万4,000円で、前年度予算額に比較をいたしまして28万円の減額であります。1目会議費は、92万1,000円で、前年度比較104万3,000円の減額であります。これは、前年度に

比較をいたしまして、会議回数の減少によるものでありまして、内容の主なものを申し上げますと、節の欄であります。1節報酬は45万8,000円です。3回分を見込んだものであります。2節需用費は17万8,000円で、食料費等です。13節委託料18万9,000円は、会議録作成業務委託であります。

次に、2目事務局費であります。320万3,000円で、前年度比較76万3,000円の増額であります。これはパソコンリース等の増によるものであります。内容の主なものを申し上げますと、節の欄、7節賃金79万5,000円は、臨時職員賃金です。11節需用費124万4,000円は、事務局等に係る消耗品等です。14節86万4,000円は、先ほどの説明のとおりであります。

2款事業費であります。457万6,000円で、前年度比較94万5,000円の減額です。これは、新市建設計画策定業務の終了などが主なものであります。1目広報費352万6,000円は、協議会だよりの発行に係る経費でありまして、前年度に比較をいたしまして182万8,000円の増額です。

2目調査研究費105万円は、例規調製業務委託料でありまして、前年度比較277万3,000円の減額で、これは先ほどの説明のとおりであります。

3款予備費は、前年度と同額の30万円を計上させていただきました。

この結果、最下欄であります。歳出合計900万円でありまして、前年度比較122万5,000円の減額です。

19ページをお願いいたします。これは、ただいまの議案の参考資料でありまして、一番上の表は各市町村の負担金の算出基礎と負担額を整理をいたしましたものであります。

次の真ん中の表であります。歳出で説明いたしました例規調製業務の年度別委託料と業務内容を整理したものであります。

一番下の表は、先ほども申し上げましたが、法定合併協議会の平成16年度予算は年度の途中からで、また平成17年度は年度の途中で終了となりますので、歳出の主な内容を示し、そのような特殊な状況があることを明確に整理をいたしましたものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第19号及び第20号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等もないようですので、お諮りをいたします。

議案第19号及び議案第20号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第19号及び議案第20号は原案のとおり決定をされました。

以上が本日予定をしております議事事項であります。

次に、次第の5、その他に入らせていただきます。

1、次回会議予定について、事務局から説明をお願いいたします。

そ の 他

事務局長（吉原康之君） 最後のページであります。次回会議予定でありまして、次回は年度末でお忙しいところではありますが、17年3月31日木曜日ではありますが、午後3時からこのプリアパレスで予定をさせていただきました。ただ、現在調整項目の中でご報告させていただく項目について整理中であります。ですから、この会議日程については、一応流動的な要素があるということでご理解をいただきまして、もし中止等の場合については、なるべく早目にご連絡をさせていただくということでもありますので、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようでありますので、それではこの際でありますので、委員の皆さんからご意見、ご要望等がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようでありますので、以上をもちまして本日の予定いたしました協議事項はすべて終了いたしました。

これにて議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） 以上をもちまして第7回渋川地区市町村合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉 会（午後3時45分）

(会議録署名)

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年2月28日

議長

木暮 治一

署名委員

桑島 保男